

して説明もされましたが、それによりますと、五十六年から六十年までの五カ年間に、さらに四十四億七千万円の繰り入れを計画しているようです。したがって、この計画によれば、昭和六十年までに一般会計からの、税金からの繰入金金は六十一億八千万円となり、さらに五年後の六十五年までには何と百十億円となるようです。

そこで質問いたしますが、独立採算制を原則とした下水道事業としてこれぐらいとするのか、やむを得ないとするのか、あるいは、いかにしたら一般会計から貴重な税金の一部の繰出額を少なくするかにして、どうあるべきか。また、いまだどのような企業努力ができたか、あるいは今後の取り組み、努力目標等について伺いたいと思います。

また、同じ下水道関係で横田基地の下水道使用料について伺います。

うわてによれば——うわてを質問するということは不届きと言われるかと思いますが、昨年秋ごろから基地の下水道使用料を大分減額してきたということと聞きましたが、実情はどのようなふうになっているか。五十五年度の月別汚水流量と使用料、対予算額と使用料の納入済額の比較等について説明をお願いいたします。

します。

次に財政確立、健全化について伺います。

義務的経費の節減は、言うはやすく実行は困難と思いますが、財政の確立、健全化に向かっての市財政の長期見通しについて、現在どのように考え、そのポイントをどこに置いていくか。市の自主的財源は市民の納める税金が主であることは申し上げるまでもありませんが、税金以外に受益者が負担するものに各種いろいろな使用料とか手数料等があります。この料金についてであります。使用料は使用したために払う代価であり、また、手数料はその求めに応じてなした一定の行為の報酬として受ける金銭であるという、このことは物を利用し、あるいは使用したり、手数料をかけたことに対して支払う金銭であれば、時代の变迁、時代の流れによって、あるいは社会、経済、物価状況等によって変動するものであると考へられます。

そこで、このような各種使用料、手数料等のほかにも利用し利用させているものがある。その一つとして、かつて四十八年三月定例会に上程され、五月には取り下げとなった経過のある道路占用料についてあります。このことについては以前松山

議員から一般質問されたこともありましたが、その当時の説明は、この占用料条
例を設定しても人件費その他の経費にも満たない料金であるというふうなこ
とで検討するということであつたと思つたが、その後、部の占用料の料金改正も大
幅にアップされているとも聞きます。道路法第三十九条で占用料を徴収する
ことができるようになってゐることもあり、現在、都二十六市のうちでもほとんどの市が
占用料の徴収に踏み切つてゐるということも聞くが、財政確立、健全化のためにも
福生市としても条例設定に踏み切るべきではないかと思つたが、理事者——市
長の考え方を伺いたい。このことは前回の質問事項にありましたが、時間も
切れで質問ができずに今回となりましたが、この三月定例会に条例の設定、新
年度からの料金徴収というふうなことが一番よろうかと思つておりましたが、前回
がやうしたことができずに今回となつた次第です。

以上申し上げたような時の流れに沿つて、随時適応した対応としての料金の新
設なり開設も必要かと思つてあります。公共料金とはいふ市民の負担に
平の原則から、市民の一部の方が、あるいは企業の一部の方がその施設や公共機
関を利用することについては、その利用による受益者負担は、これは当然利用

者負担すべき性格であることは御了解いただけることと思つます。一般市
民が額に汗して納めた税金の中から、特定ともいえる一部の利用者のために充
当するとしたら、利益を受けたい、受けたいというより家庭状況、経済状況等
で受けたくとも受けられない、利用できない市民がその一部を負担してゐるとしたら、
公平、公正な行政とはいへないと思つてあります。したがつて、公共料金だからとい
うものもとに改善も改定もしないことは、負担に公平の原則に反するのみならず、
行政に、市政に対し、市民から反感をみずから求めるようなことになりかねない
と思つます。

ここが折つておりますが、私は公共料金のすべてについて値上げをし、改正しろ
ということをお願いしてゐるものでもありません。さきに申し上げたように、
利益を受けてゐる方にはそれなりの経費の一部負担をしていただき、税金の一部を
これに充当すべきものでないことを申し上げてゐることを、御理解いただきたいと思
ひます。でないと、くどいようでございますけれども、一般市民からの貴重な税金を
特定の一部の方のために支出することは、数字上も明らかで言えが出るわけでは
ございません。

具体的に申し上げるならば、市民税均等割り一千円の税金を納めた利益を受けてない、受けられない市民から、利益を受けている方のためにその税金の中から百円を充当したとしたり、納めた税金の中の百円を返せということになりかねないと思います。

したがって、使用料、手数料、あるいは保育料等については、その負担に公平からして、その料金を社会、経済、物価状況等に合わせ考え、適時改定すべきことが財政の確立になる行政ではないかと考えますので、市長はどのように考えているか伺います。なお、私どもも申し上げましたことは、施設の建設費を申し上げてゐるものでなく、その施設の利用について申し上げてゐることを御理解いただきたいと思います。

次に公害、障害関係について伺います。

昨年九月二十二日に、基地内に高層住宅七十戸が建設されるという説明がありました。そのときの説明によれば、電波障害については事前調査及び障害の除去を実施するよう、東京防衛施設局に対し要望するという説明でありました。また、工事は五十五年十二月からと、これも説明されておることであ

り、したがって工事にも着手工されているかと思いますが、要望どおり調査は実施されたかどうか。調査を実施したとしたならば市からの立ち入りもしたと思うので、その調査時期、期間、調査の範囲、あるいは調査に立ち会った方たち、さらに除去施設の施設規模、内容等について伺いたいと思います。

次に教育関係で図書館について伺います。

昨年の三月二十六日に土地所有者を初め、多くの方々の御協力をいただき、近隣市町になじりなりつばな中央図書館が完成、その竣工式も盛大に行われ、四月からオープンし、ここに満一年を迎えようとしています。この間の利用状況、利用日数、利用度が高いというか、人気があるというか、そういう図書、さらに、この一年間における図書の給出、あるいは集積等の件数等、これに対する事後処理、整備等について伺いたいこと、さらに今後の図書整備計画はどのような計画か。これは五十六年度予算には中央図書館分が一万四千冊、二千五百十九万一千円、分館分が五千冊、五百四十九万九千円が計上されていることで、五十六年度についてはわかりますけれども、以後の整備計画を分館のわかざり、わかたけ分ともにあわせて、以上申し上げたことに対してお尋ず

ねを申し上げて、第一回目、質問を終わります。

○議長(小林菊三君)

一時、お休憩いたします。

午前十一時五十分 休憩

午後一時 一分 開議

○議長(小林菊三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

貫井議員さんの御質問に対し、御答弁申し上げます。

いろいろと貫井議員さんから御質問をいただいたわけでございますけれども、私ども確かにいって議員さんのおっしゃる通りでございます。大変に勉強させていただきます。個々の問題につきましては一応私どもの考えを出しますが、今後ともいろいろと御指導をいただきたいというふうに思っております。

一点の財政財務について補助金、交付金、負担金等の現状と行政効果等に

ついてでございます。

御質問の補助金等のあり方については、昭和五十二年七月、貫井議員さんも委員でありました福生市補助金等調査専門委員から福生市における補助金等のあり方について貴重な御答申をいただき、行政としてはこの答申内容に沿って対処しようというわけでございますが、御指摘の答申の中で指摘された廃止の方向で検討するものの八項目については、昭和五十四年度からすべて廃止しております。さらに減額の方角で検討するものの四項目については一部を除き答申どおり減額、または廃止しております。また、その後の新規補助金等については答申内容を十分尊重し認定しておりますが、今後、その事業の行政効果をよく見きわめて対処していきたいと考えております。なお、新規の補助金の件数及び金額等は担当部長にお答えいたします。

二点目の下水道事業財政計画と下水道使用料等についてでございます。

下水道は都市の基幹的施設であり、居住環境の改善と公共・公衆衛生の向上に期するばかりでなく、河川等の公共水域の水質保全のために不可欠な施設であります。未整備地域の市民からも要望は強く、早急に整備

しなくてはならぬことと思っております。すでに当市でも、昭和五十六年二月一日現在四八％の管渠を埋設しております。昭和六十年完成を目標に事業を進めておるわけでございます。しかし、御質問のとおり、この事業費は膨大な資金が必要であり、一般会計の繰出金も非常に多額に上り、財政に圧迫をしておりますが、市の最重要事業といたしまして、計画に基づき事業を進めてまいっているわけでございます。

事業を進めていく上で、御指摘の下水道事業の独立採算につきましては、できるだけ企業努力をいたし、それと同時に一般会計の負担区分の明確化を図るとともに、適切な受益者負担に近づけるように下水道使用料の改定をずれはいたしたいと思っております。また、維持管理費の経費節減と水洗化の普及に努力していきたいと思っております。

横田基地の使用料につきましては、当初、米軍からの申し入れ汚水排水量より現在は大変少なくなっておりますが、本年も昨年の実績とほぼ同様の料金は納入される予定でございます。詳しいことは部長から御説明いたします。三點目の財政確立の市ではどうかということでございます。

市民の行政に対する要望も年々増大し、内容も複雑多岐にわたっております。要望にこたえていくには、いかに財政力を備えていくかということになるわけでございます。御案内のとおり、当市は自主財源に乏しく依存財源に頼っている現状にあるわけで、これから国、都に対する補助金等の確保や自主財源の増大等、積極的に財源確保に努め、財政基盤の安定化を図ってまいりたいと考えております。

このようなことから、ただいま御指摘の件につきましては、市でも市民会館を初め、市民文化スポーツ施設が完備し、年々維持管理費が増大してまいります。少しでも市民に喜ばれる環境の中を利用させていただくために、利用者に応分の負担をお願いしたいと考え、現在、財政問題検討委員会を組織し、使用料、手数料等の見直しを種々検討しております。

また、御指摘の道路占用料につきましては、二十六市中本市を除く二十五市で道路占用料徴収率を制定し、占用料の徴収をしております。こうした各市の実態や受益者負担の適正化という面からも、占用料につきましては徴収した方がよいのではないかと考えております。このことにつきましても、現在財政

問題検討委員会にこうした問題点につきまして調査、研究を命じてございます。その結果を待ちまして、過去の経緯等もござりまするので、委員の皆様方にもよく御相談申し上げ、御理解を得られたならば、できるだけ早い時期に条例化を図ってまいりたいと思っております。

次に公害問題についてでございます。

高層住宅の建設に伴う電波障害等についてでございます。横田基地内の高層住宅の建設に伴う電波障害が予想されるため、昨年十月二十一日、地域の事前調査を実施いたしました。調査の範囲につきましては第三小学校付近から市民会館まで、国道一六号線と結ぶ地域について行いました。調査の結果、障害が出ると思われる地域としては、建造物の直後の約百五十メートルぐらいに影響が考えられますが、まだ建物に着工されておりませんので、今後の建物の進捗によって障害の程度を十分調査し、これから対策については強く関係機関に要請をまいりたいと思っております。

教育関係につきましては教育委員会の方で御答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○教育次長（八木房雄君）

自席からお許しをいただまして御答弁を申し上げます。

お尋ねの図書館の利用状況でございますが、おかげさまで、昨年四月オープン以来非常に市民から多く利用されております。この点につき本日に近隣市町村でも見られたいという図書館でございますので、おかげさまで多くの利用がございけることを御報告申し上げます。

まず図書館の利用状況でございますが、昨年の四月から本年の二月末まででございますが、中央図書館におきまして十八万二千六百六十八人、それからわかざり分館におきまして三万三千七百五十五人、それからわかざり分館におきまして二万九千二百六十九人で、合計二十四万五千六百九十二人の方々が利用になっております。これが利用状況でございます。五十四年度におきましては十七万五千五百人ということがあります。市民一人当たりが五・二回見たと、図書館に行かれたというふうな状況でございます。それから図書を借りるための登録者数でございますが、中央図書館で四千八十三人、それからわかざり分館で一千四百九十三人、それからわかざり分館で一千七十六人ということになっております。

それから図書の貸出数でございますが、中央図書館では二十万六千三百

ハ十四冊、わかざり分館では五万二百五十冊、それからわかたけ分館では四万三千九十四冊ということに相違ありません。これは市民一人当たり六・二冊というふうな計算になろうかと思えます。それから一日当たり一千二百三十九冊の本が貸し出されているということでございます。

それから利用率の高い図書でございますが、これにつきましては、大人の場合でございますが、大人でも老人、主婦、男性と分けまして、老人は文学、金銭教育関係等でございます。それから主婦におきましてはやはり文学、料理、医学、教育関係等でございます。男性の場合は文学、歴史等でございます。それから学生の場合でございますが、専門書を中心に文学、語学、歴史等、それから辞書類等が多いうございます。それから児童の場合には釣り、乗り物等を中心に児童用事典とか児童用文学等が多いうございます。それから紛失、棄損の関係でございますが、この関係につきましては、現在、図書館運営規則によりまして「利用者や図書館資料もしくは設備器具を棄損し、または紛失したときは現品、または相当な代価をもって賠償しなければならぬ」というふうなことをうたっておりますので、現在、現物を書店

から購入していただいたり、それから現物の出版社等がない場合は購入時点にいた価格で年償していただいているというふうなことでございます。現在までに、五十五年度でございますが、図書では三十八件の年償をしていただいております。これは図書で年償をしていただいておりますが、それから現金では二件、七百元、これは絵本とそれから旅行案内、絵本が三億円、旅行案内が四億円でございます。これらについては一般会計の雑入の方へ入れさせていただいております。

それから廃棄の処分関係でございますが、現在までに廃棄、汚損、それから五十二年度まででございますが、汚損、それから不明、回収不能というものが一千七百五十一冊でございます。現在、三月四日から三月十六日まで図書の整正備期間として、いま、そういうふうな不明、図書を調査しておりますが、五十二年、五十四年になりましては中央図書館の開設準備のための整正備を行っております。現在はいま、その整正備を行っている状況でございますが、五十五年度におうござつと調べたところ、いま督促中のもを含めても二百七十五冊ぐらい、現在四月から九月までにおきまして二百七十五冊ぐらいでございますが、これは督促状、あるいは電話等がいきやっておりますので若干減るかと思えますが、いずれにしても現在そのような状況になってお

ります。この問題については、今後市民の方々にPRをして、それからまた図書館の利用者の皆さんにPRして十五日間の返却の期間内にできるだけ返していただくように、なお一層PRしていきたいというふうに考えております。

それから今後の図書計画でございますが、先ほどお尋ねの件でございますが、五十七年の関係でございますが、中央図書館で二万冊、それから分館で五千冊、それから五十八年におきまして中央図書館で二万冊、それから分館で五千冊を計画しております。中央図書館の目標としては十五万冊、それから各分館二分館でございますが、それぞれは三万冊程度の目標をしております。その中で平素の貸し出しの図書として使用できなくなつた図書は除籍して、新刊図書と合わさず、計画的に購入していきたいというふうに考えております。

以上、御説明を申し上げます。

○企画財政部長（生子国利君） それでは私どもの方で市長の補足説明と同時に伴数等について御答申申し上げます。

まず補助金、交付金等の関係でございますが、答申の際に示されました減額の方角で検討するものが四件ございまして、これにつきましてはそれぞれ減

額を行っております。

したがって、五十二年から五十三年を見ましても五十二年、五十三

年の際に百四十三万円、それが現在百十三万円というふうな減額の見当となっております。それから廃止の方向で検討するものというもので八件ございしましたが、これは全部廃止してございます。それから次に改正備統令によつて検討すべきだと言われたものが一件、これも同じくそのような措置をとっております。それから、その他で検討すべきだということでは八件ございしますが、一部を除くまだいまいのところ処理ができてないものもございします。一部処理しております。

それから、新しく答申後に補助金を出したり、あるいは負担金を出したりしたものとしまして現在五十六年度におきましては二十五件になっております。二十五件で、金額にいたしまして三千八百八十五万九千円、これは答申後ふえたものでございしますが、この中にはやむを得ずふやすというものもございしますが、特に大きなものだけ申し上げますと、たとえば交通安全指導被服購入の補助金をいままで出してゐなかったわけですが、これが五十五年度から一応補助していく、効率化を図っていく、それから町会広報掲示板等の設置の補助金が新たに五十五年、五十六年と、これは各陳情等によりまして議会を通りまして設置したものが、掲示板の設置分とし

七百三十八万六千五百円、それから今回五十六年度で補助金としての額が大きくなつて、ウエートを占めるのがシルバー人材センター、高齢者事業団運営補助金でございまして、五十六年度からは市へ一人一人入れます、それを高齢者事業団に出すということ、いままで直接高齢者事業団の方へ入つておたんです、法人化されましたので、一人一人市を通して、こちらから交付されるということ、それが交付されるようになりました。金額的には非常に大きいものでございまして、それから今回当初予算に盛り込んだ中で修学旅行等の負担金、補助金につきましましては、小中ともふえまして約四百二、三十万円ふつております。それからもう一つ新しい中で目新しいのは日本博物館協会、資料室館ですが、あれがございした関係から、その博物館協会にやはり加入していただく方がより効率的な運営がございするといふことが加入がございする、これは金額にして二万円でございます。それから、特にまた金額的に多いのは、ではどのようなものと申しまゝすと、水洗便所の改良費の補助金、これは五十三年度以降続けてございするが、いづれにしても大きなものにつぎましては、それだけの効率的な運営が十分ございまして、これを吟味して補助して、いかに形になったわけです。それが現在の

新しく追加になったものでございまして。

それからもう一点の関係でございしますが、受益者負担の問題につきましましては、当然御指摘のとおり、これは見直しをする必要もあるし、また今後の財政から考へてみましてもやはりこの辺で一度再検討して、いく時期だと思ひます。したがって、種々施設もでき上がつてまいりますと新しいものもございします。それらとあわせてまして、先ほど市長から申し上げましたとおり、財政問題検討委員会を開きまして、現在、各部、課に付しまして、使用料を取るべきであるというものがまだあるんじゃないかというものと、それから手数料も取るべきであるというふうなもの、その見解をはつきり出していただくということ、現在まで使用料、手数料を設置してありますけれども、これらの値上げは必要はないのかどうか、ということを各担当部にその旨連絡を取りまして、全部資料として提案され、その後、財政問題検討委員会でも中身に入つていきたいというふうに考へております。財源的な、財政硬直化の折、そういうふうなものも見直しして、当然、自分の負担をしてくるものはもううんだというふうな配慮で財政を進めていきたいというふうに考へております。

以上が私どもの方の質問の補足といたしたいと思います。よろしく願っています。

○市民部長(井上久男君)

それは基地内におきます。高層住宅の電波障害について、補足説明をさせていただきます。

昨年の九月二十二日にこれは基地対策特別委員会の中で、当時の企画財政課長から地上九階地下一階のRCによりする住宅ができるというようなことで、その住宅が建つことにより予想される問題として、電波障害というようなことで、その除去についての云々というようなことで御説明がしてあるうかと思っております。その後、五十五年十二月に着工予定を担当の方に問い合わせた結果、五十六年四月に延びていると、それで工期としては約十八カ月、したがって、五十七年九月ごろまでになるであろうというようなことでございます。そのような期間中におきます電波障害、これについては防衛施設庁からの負担金等によりまして処置するわけですが、これも、実質影響される範囲がどの程度であろうかというところが判断しにくい関係から、この建物ができ上がったから電波障害除去の装置をつけなければならぬだろうと考へております。

かつて、原ヶ谷戸地域に出ました電波障害によりすると、でき上がったから初めて電波障害が出たというようなことで、多少の影響がどの程度であったかというようなことが判断しなかったわけですが、今回、NHKの事業技術部の方にお願いいたしました。昨年の十月二十一日に国道一六号線上四カ所、わらつけ街道の道路上に六カ所、八高線周辺の市営グラウンド上あたり周辺で六カ所、さらに国道から八高線までの間に五カ所、あるいは第三小学校の周辺で四カ所、計二十五カ所を測定しております。これは建物の高さで三十九メートルでございますけれども、建物の幅が約四十五メートルというような幅でございますので、その前後を見まして百メートルの幅で国道一六号から第三小学校周辺に向けての測定を行っているわけでございます。その結果によりますと、いまのところそれほど目立った電波障害等はありませんけれども、既設の市の建物等によりするところの影響が多少ある地点もあります。それは市民会館で補足はしてありますものの、第三小学校、あるいはネット、そのようなものであろうかというようなものに障害が多少あるというようなことで出ております。それから、原ヶ谷戸上で起きましたときも同じように東電による高圧線による送電線が多少影響があったとい